

令和2年度 第4回守山市都市計画審議会の概要

1 開催日時 令和3年2月22日（月） 午後3時30分から午後5時30分まで

2 開催場所 守山市役所 32会議室

3 出席者

委員：9名中7名

傍聴者：2名

4 議題

(1) 諮問第1号

大津湖南都市計画用途地域の変更について（公開）

(2) 諮問第2号

大津湖南都市計画特別用途地区の変更について（公開）

(3) 諮問第3号

大津湖南都市計画横江工業団地地区計画の決定について（公開）

(4) 諮問第4号

建築基準法第22条の規定に基づく区域の変更について（公開）

(5) 諮問第5号

大津湖南都市計画公園の変更について（公開）

(6) 報告第1号

市民交流ゾーンの地区計画について（非公開）

5 審議結果

諮問第1号・・・原案のとおり可決。

諮問第2号・・・原案のとおり可決。

諮問第3号・・・原案のとおり可決。ただし、下記のとおり意見あり。

《意見》1号壁面線沿いの緩衝緑地帯については、地区計画で定める幅員10m以上の緩衝緑地帯が確実に設置されるよう記載を修正されたい。

諮問第4号・・・原案のとおり可決

諮問第5号・・・原案のとおり可決

6 意見概要

【諮問第1号】

意見なし

【諮問第2号】

意見なし

【諮問第3号】

- ・ 今回の意見については、地区計画で全てを網羅することはできないが、開発許可の際には、より良い環境が満たされて、開発審査会において許可が相当であると判断される必要があるため、意見にあるような緑化に関すること等について議論する余地があると考えます。
- ・ 弥生の里に面しているB地区については、住宅用地の横に工業用途を設定するため、都市計画緑地および緩衝緑地を設けて、距離も離し、住民の意見を100%反映していかなければならない。
- ・ A地区の弥生の里交差点の部分についても、20mの都市計画緑地、10mの緩衝緑地、30mの壁面後退で、合わせて60m離してほしいという意見があり、よく理解できる。特に工場で三交代勤務するような場合には、深夜勤務で車・トラック等が動くため、音・振動・ライト等の影響が考えられ、住宅地から離し、軽減していかなければ、夜も眠れない状態になってしまう。1つの企業の開発に対しての交渉にはなるが、住民の意見を100%考慮していただきたい。
- ・ 地区計画案の土地利用に関する事項において、「原則、幅員10m以上の緩衝緑地（雨水調整池を含む）を設置」と記載されているが、B地区の弥生の里の住宅地沿いにおいても調整池を含んで良いのか。壁面後退で30m後退されるため、10mの緑地を設置し、残った部分に調整池を設置すれば良いのではないかと。緑地として設けるべき10m幅の中に調整池を含んでも良いとすることは望ましくない。
- ・ お願いだが、開発時においては、隣接地域、特に弥生の里自治会とは十分協議をすすめる中で、意向をあげていけるよう、開発業者と協議をしていただきたい。

【諮問第4号】

意見なし

【諮問第5号】

意見なし